

特記仕様書

第1章 総則

- 第1条 この特記仕様書は、下記工事に適用する。
- 1) 工 事 名 交付金事業 市道野崎清水線R7-2（舗装）
 - 2) 工事箇所 南九州市 川辺町 清水 地内
 - 3) 工 期 令和9年2月19日限り
- 第2条 この工事は、契約書 設計図書 及び 南九州市会計規則 本特記仕様書によるほか、次の各項によらなければならない。
- 1) 土木工事共通仕様書(鹿児島県土木部制定)
 - 2) 土木請負工事必携(鹿児島県土木部制定)
 - 3) 土木工事施工管理基準(鹿児島県土木部制定)
 - 4) 道路事業の手引(鹿児島県土木部制定)
 - 5) その他最新の関係要綱・指針・示方書等この工事の契約数量は、別紙「本工事内訳書」のとおりとする。なお、この数量に変更を生じた場合は、甲・乙協議のうえ契約変更の対象とする。ただし、出来型等に係わる設計値は図面のとおりとする。
- 第3条 本工事は南九州市会計規則により、請負金額の10分の4以内で前金を支払う事が出来る。なお、当初設計においては、前記の前払金を受けるものとして一般管理費の率を計上してあるので前払いによる補正の率は変更しない。
(中間前払金、部分払いについては南九州市会計規則のとおりとする。)
- 第4条 請負人は、調査、施工、計画、出来高成果、検査等のために専属として経験のある技術者を常置し、監督員の指示に応じなければならない。
- 第5条 配置技術者の途中交代が認められる場合としては、主任技術者又は管理技術者の死亡・傷病または、退職等真にやむを得ない場合のほか、下記に該当する場合である。
- 1) 受注者の責によらない理由により工事中止または、工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合。
 - 2) 橋梁・ポンプ・ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場から現場へ工事の現場が移行する時点。
 - 3) 上記1)2)のいずれの場合であっても、請負者と発注者が協議し、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合のみ途中交代が可能となる。
- 第6条 工食用材料について
本工事で使用する材料は使用前に見本、カタログ、試験成績書等を監督職員に提出し、承諾を受けなければならない。
- 第7条 県産資材の優先使用について
- 1 工事に使用する資材については、県内で産出、生産または製造されたもの（以下「県産資材」という。）の優先使用に努めることとし、さらに、県産資材以外の資材等についても、県内に本店を置く資材業者等から調達するよう努めることとする。

- 2 請負業者は、「材料使用承認願」において、全ての資材について県産資材使用の有無を記載するとともに、以下に記載する「指定主要資材」の中で県産資材を使用しない場合は、「県産資材等不使用状況報告書」を監督員に提出し、承諾を得なければならない。
(指定主要資材7品目)
生コン(レディミクストコンクリート) コンクリート二次製品 石材類 アスファルト合材 木材 樹木 芝
- 3 前項で定めた不使用状況報告書において、第1項で定めた資材業者等から調達しない場合は、その理由を記載すること。

第8条 管内〈県内〉建設業者の優先活用について

- 1 請負業者は、工事の一部を下請に付する場合は、南薩地域振興局管内（施工地を管轄する南薩地域振興局等）に主たる営業所を有する者を使用するよう努めることとする。
- 2 請負業者は、前項で定めた建設業者を活用しない場合は、施工計画書等の提出と併せて「下請工事における管内建設業者等不活用状況報告書」を監督員に提出すること。
- 3 請負業者は、工事完成時及び監督員から指示された場合、「下請業者使用実績報告書」を監督員に提出すること。

第9条 建設工事の適正な確保

- (1) 建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）に違反する一括下請負、その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。
- (2) 建設業法第26条の規定により、請負者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者又は管理技術者については、適切な資格、技術力等を有するもの（請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る）を配置すること。
- (3) 請負者が工事現場ごとに設置しなければならない管理技術者は、建設業法15条第2号イに該当する者は、同号ハの規定により建設大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者で、管理技術者資格者証を有するものを配置すること。この場合において、発注者から請求があったときは、資格者証を提示すること。
- (4) 1、2及び3のほか、建設業法に抵触する行為は行わないこと。

第10条 施工体制台帳の作成等について

本工事の受注者は、建設工事の一部を下請に付する場合は、施工体制台帳及び添付書類を作成し、工事現場に備え置くとともに、その写しを監督職員に遅延なく（遅くとも下請工事の着手前までに）提出すること。また、施工体制台帳の記載事項又は添付書類に変更があったときは、その都度、当該変更があった年月日を付記して、変更に関する事項について、作成し提出すること。

第11条 施工体系図の作成等について

本工事の受注者は、工事を施工するために、建設工事の一部または以下のアからエの業務を下請に付する場合は、施工体系図を作成し、工事期間中、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その写しを監督職員に遅延なく（遅くとも下請工事または業務の着手前までに）提出すること。また、施工体系図の記載事項に変更があったときは、その都度、変更に関する事項について、作成し提出すること。

- ア 伐採及び測量・調査等の工事現場で作業を行う業務
- イ 土砂やコンクリート殻等の運搬のみを行う業務
- ウ 工事現場の警備(交通誘導を含む)を行う業務
- エ その他監督職員が記載を指示した業務等

第2章 工事の施工

第1条 準備工

- 1) 工事着工前に工事区間及び看板が見える区間(看板設置箇所から40m手前)の伐採を先行する事。また、施工中においてもこの区間は、随時伐採を行うこと。
- 2) 請負業者は、工事の施工に先駆けて工事条件の照査を行い、条件変更(契約書17条)等の有無にかかわらず、その結果を監督員に報告しなければならない。
- 3) 工事着工前に縦断・横断・基準高等を設計図面と照合し、その結果は相違の有無にかかわらず、監督職員に報告すること。また、設計図書及び仕様書に疑義を生じた場合及び設計図に明示がなくても構造上必要と思われるものは、全て監督員と協議しその指示に従うこと。
- 4) 工事着工前に、まず工事区間の丁張を設置し、監督職員の承認を得た後着手すること。
- 5) 工事に先駆けて道路管理者及び警察署へ道路使用を申請し許可を得ること。
- 6) 工事着手時には、ガスパ、電力管、NTT管(光ケーブル管含む)、上下水道管等の埋設物の有無を占用する各施設管理者に再確認すること。また、掘削にあたっては、埋設物管理者立会いを求め、埋設位置、深度等を確認し施工を開始すること。
- 7) 重機の旋回範囲内に支障となる電力線、電話線、光ケーブル等架空占用物件がある場合には、各施設管理者と施工方法等を打ち合わせること。
- 8) 工事の影響を受ける恐れのある地域内の他物の事前調査も行うこと。

第2条 施工条件の明示

本工事の施工にあたって施工条件を下記に明示するので、請負者は、施工計画書の作成時及び工事施工時においては、十分留意するものとする。なお、明示した施工条件に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。また工事実施期間中に発生した施工条件についても、甲・乙協議し契約変更の対象とする。

- 1) 工程関係
 - ・ 路上工事縮減アクションプログラムについて
緊急対応等やむ得ない工事、一時的な通行規制解除が困難な工事を除き、原則として路上工事は行わない。
 - (1)お盆
 - (2)年末年始
 - (3)交通への影響が大きい期間(イベント等)
- 2) 用地関係
 - ・ 特になし
- 3) 公害対策関係
 - ・ 請負者は、本工事の施工に当たり、騒音・振動等を極力少なくするほか、散水、その他飛砂塵芥の出ないように措置を取らなければならない。
 - ・ 請負者は、本工事の施工に当たり、交通規制の期間を短くするように努めるとともに、一般道路上の施工にあたっては、細心の注意を払うこと。
- 4) 安全対策関係
 - ・ 共通仕様書に基づき安全訓練を行うこと。
(工事月報及び安全訓練の実施報告書は毎月25日迄に提出すること。)

- ・交通管理については、十分留意して一般交通に与える影響を最小限にするよう努力し、交通事故の絶無を期すこと。
(なお、必要な場合は、監督職員と協議し、交通誘導員を配置すること。)
- ・工事箇所は中学校敷地内となるので、生徒の安全を確保すること。また工事により通路の妨げになる箇所は、事前に監督員・学校と協議のうえ施工を行うこと。

5) 工事用道路関係

- ・特になし

6) 建設発生土の処理

- ・本工事の施工により発生する建設発生土は、下記により搬出すること。
(1)受入場所：桑畑建設 南九州エコセンター(下山田) 南九州市川辺町下山田地内
(2)運搬距離：8.8Kmとする。
(3)仮置き等：必要な場合は、その場所を明示する。
- ・再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて提出すること。
- ・工事発注後にやむをえない事情により、上記の指定により難しい場合は、監督職員と協議の上、その指示によること。

7) 建設副産物関係

- ・本工事の施工により発生する指定副産物は全て50km以内の最寄りの再資源化施へ搬入するものとする。

廃棄物の種類	所在地	運搬距離

※上記については、積算条件の明示であり処理方法を指定するものではない。
なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。
また、発生するアスファルト殻は、現場にて舗装厚を測定することとし、運搬するトラックごとに、積込状況、搬出状況、再生資源か施設への搬入状況を写真にて管理することとする。また、マニフェストのE票及び総括表を完成書類に添付し提出することとする。

(工事完了地点で最終処分が完了せず、E票が処分業者より返送されていない場合はA票、B2票及びD票のうち直近に返送されたものの写しを添付すること。
但し、この場合においても、最終処分が完了し、E票が処分業者より返送され次第、ただちに同票の写しを提出すること)

- ・請負金額500万円以上の建設工事は、建設リサイクル法第9条第1項に規定する対象建設工事であるため、契約書に「6 解体工事に要する費用等」を記載することとし、落札後速やかに、これに係わる事前協議を行うこととする。乙は協議に際して、説明書ならびに処理施設の許可書の写しを提出すること。

8) 地域住民への周知

- ・地域住民とトラブルの生じないよう、着工前に地域住民に工事内容等を周知すること。(苦情等は必ず報告し、誠意ある対応を取りイメージアップを図ること。) また、現場代理人だけでなく工事に関連する作業員にも周知徹底すること。

第3章 検査・出来高確認

第1条 社内検査

完成検査を受ける前に社内確認検査を必ず行うこと。また、検査結果を検査書類に添付し提出すること。

第2条 出来高確認

工事完成届を提出する前に、監督職員により最終出来形確認を実施する。

第4章 その他

第1条 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又は、この工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

第2条 ダンプトラック等による過積載等の防止について

- 1) 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
- 2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- 3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては資材納入業者等の利益を不当に害することがないようにすること。
- 4) さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることがないようにすること。
- 5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下法という)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- 6) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮の欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- 7) 1～6について、下請契約における受注者を指導すること。

第3条 工事打合せについて

- ・協議はもとより打合せ等は必ず文書で交わすこととする。(決して、電話で要件を済ませることのないように。)監督員からの指示についても、必ず変更指示書及び打合せ簿にて受けなければならない。これらによらないものは、無効とする。また、事後協議は原則認めないので、必ず施工前に協議書を提出することとする。そして請負者は、これらの控えを管理する事とする。

第4条 工事看板について

- ・工事看板については、視距が確保出来る範囲で伐採等を行うものとし、さらに設置箇所の前後40mは、空き缶除去や道路清掃を行い良好な現場管理に努めること。なお、工事看板のうち「協力依頼板」「協力感謝板」等の下段は、「南九州市 建設水道課」と記載すること。また、看板撤去の際は、番線・釘等を残さず回収すること。

第5条 国土調査の基準点等測量標識等の保全

- ・施工区域内に国土調査の基準点等の測量標識の有無を確認・報告し、標石等がある場合は、その取り扱いについて監督職員に指示を仰ぐとともに、施工前に設置者と協議すること。

- 第6条 下請けに伴う、施工体系図について
- ・請負代金 1,500万円以上の工事で、工事の一部を下請けに付する場合は、施工体系図を作成し工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに監督員に提出すること。
- 第7条 他機関との協議について
- ・工事の施工にあたっては、南九州市及び施工箇所近傍の自治公民館と十分協議を行いトラブルの無いようにすること。また、市道部の施工にあたっては南九州警察署と協議を行い、現場の安全管理について確認すること。
- 第8条 監理技術者等の専任を要しない期間
- 1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、打合せ記録簿により明確となっていることを条件に、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打ち合わせにおいて定めること。
 - 2) 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日（工事目的物引受書等における日付）とする。
- 第9条 現場管理人の工事現場への常駐（専任）を要しない場合
- 1 現場代理人の工事現場への常駐専任を要しない場合
現場代理人は現場に常在し、その運営、取締りを行うこととされているが、以下のいずれかの要件を満たす場合に、工事請負契約書第10号第3項の「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」ものとして取り扱うこととする。ただし、いずれの場合にも連絡が常にとれる体制を確保する必要や現場保全の義務（現場の巡回等）があるため、現場代理人を設置しておくことは必要である。
 - 1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材等の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
 - 2) 工事請負契約書第20条により工事が一時中止されている期間
 - 3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
また、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の現場代理人が、これらの製作を一括して運営、取締りを行うことができるものとする。
 - 4) 前3号に掲げる期間のほか、請負者から工事完成の通知があり、完成検査、事務手続、後片付け等のみが残っているなど、工事現場において作業等が行われていない期間
 - 2 発注者への報告
上記1の要件を満たす場合は、現場代理人の工事現場における常駐は不要とし、他の工事と兼務することを可能とするが、「工事打合簿」等により、工事現場において作業等が行われていない期間を明確にしておくこと。
- 第10条 現場代理人の兼任
- 1 現場代理人の兼任を認める工事
現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金の変

更、契約の解除等を除く。)を処理する受注者の代理人であるが、次の(1)から(5)のすべてを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとする。ただし、本市における災害復旧工事については兼任できる工事の件数を制限しないこととし、(6)に規定している担当する工事現場の稼働日は可能な限り重複しないこととする。

また、主たる工種が区画線工事の場合、次の(1)、(2)及び(6)の全てを満たし、工事現場における運営、取り締まり及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合は工事現場の兼任を認めるものとする。

なお、専任の主任(監理)技術者と現場代理人を兼務する場合において、専任の技術者配置の特例により他の現場と兼任が認められた工事については

(2)、(4)、(5)の要件を満たすものとし、兼任できる工事は2件までとする

(1) 兼任できる工事は3件までとし、それぞれの工事の当初請負金額が4,500万円未満であること

※設計変更により、兼任する工事の請負代金が4,500万円以上となった場合においては、受注者の都合により現場代理人を変更できるものとする。(現場代理人の負担軽減措置)

その場合は、「現場代理人等選任(変更)通知書」により現場代理人の変更手続きを行うこと。

(2) 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡を取れること。

(3) 兼任する工事は、概ね1時間以内で移動できる範囲

(4) 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。

(5) 兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、1日1回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること。

(6) 兼任する現場代理人は、必ず担当する工事現場のいずれに常駐するとともに、それぞれの現場稼働日は重複しないこと。

2 手続き

現場代理人の兼任を行う場合には、「兼任(変更)申請書」を提出し、発注者の承認を得たのち、必要に応じ、「現場代理人等選任(変更)通知書」により、発注者に通知すること。

なお、それぞれの工事において、発注者に現場代理人の兼任の承認を得ること。

3 受注者に対する措置請求

安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第12条に基づき、受注者に対して、必要な措置をとるべきことを請求するものとする。

第11条 「ヤンバルトサカヤスデ」まんえん防止対策

ヤンバルトサカヤスデのまん延を防止するため、当該現場での土壌や植物等の搬出入に当たっては、別添「ヤンバルトサカヤスデの蔓延防止対策について」を参考に、十分注意を払うとともに、ヤンバルトサカヤスデの棲息が確認された場合は、まん延防止対策を講ずる必要があるため、棲息状況等の調査をおこない、監督職員に報告すること。

- 第12条 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底
感染拡大防止の徹底については、鹿児島県のHPに掲載されている「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応について」（R2.4通知）を参考とすることとし、受注者が、追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合には、受発注者間で設計変更の協議を行うこととする。
- 第13条 熱中症対策に資する現場管理費の補正の執行について
1 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行対象工事である。
2 試行にあたっては、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について（令和6年3月14日付け技術管理室長通知）」に基づき行うものとする。
3 「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について（令和6年3月14日付け技術管理室長通知）」は鹿児島県ホームページから取得できる。
- 第14条 週休2日工事について
本工事は、週休2日工事の対象であり、「週休2日工事实施要領」に基づき取り組むこととする。
- 第15条 電子納品について
本工事は、電子納品の対象とする。電子納品とは、「南九州市電子納品の手引き」（南九州市ホームページ掲載）に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。電子納品の運用にあたっては、「南九州市電子納品の手引き」に基づき行うものとする。
- 第16条 その他の事項
1) 民地の出入口等の形状は、地権者等と十分協議し監督員に報告後施工すること。
2) 用地外の土地又は、施設の利用は受注者の責において行うものとする。
3) 主要資材は使用承認願いを提出し、承認を受け二次製品の購入・工事着手できるものとする。
4) 請負者は、工事成績評定の対象となる工事施工において、自ら立案し実施した創意工夫や技術に関する項目、又は、地域社会への貢献として評価出来る項目に関する事項について、工事完了時まで、所定の実施状況報告書により提出する事が出来る。

【別添】

ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について

1. 土・樹木等の措置

(1) 発生地区からの搬出を極力抑えることを原則とする。

(2) 廃棄樹木等については、一般廃棄物、産業廃棄物の取扱いが可能な焼却施設で焼却処理する。

一般廃棄物：市町村の管理する焼却施設、民間の焼却施設

産業廃棄物：民間の焼却施設（産業廃棄物税が発生します。）

2. 工事区域周辺部の措置

周辺部への拡散を防止するため、周辺部に薬剤散布等の措置を行う。

3. やむを得ず、土・樹木等を発生地区から搬出する場合の措置

(1) 薬剤処理・薫蒸処理後、搬出する。

(2) 薬剤処理の困難な農作業等の搬出の場合は、付着土壌の除去、目視除去後、搬出する。

4. 発生地区に搬入した建設資材や農・林業工作機械の措置

付着土壌の除去並びに薬剤処理後、搬出する。

5. 未発生地区での措置

発生地区からの土・樹木の搬入や農・林業機械の搬入や農・林業工作機械の移動等があった場合は、上記1～3の措置が講じられているかを確認する。

※奄美群島以外でヤンバルトサカヤスデの発生が確認されている地区

H11：南九州市（旧穎娃町・旧知覧町）

H14：指宿市（旧山川町）、屋久島町（旧屋久町）

H15：鹿児島市（旧吉田町）、日置市（旧吹上町）、枕崎市

H16：鹿児島市

H17：指宿市

H22：出水市、南さつま市

H25：霧島市、阿久根市

H26：鹿屋市、姶良市

H29：長島町